

第 6501 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月17日 月曜日
発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp	

♠ 納税の猶予制度の特例の適用状況

Q : 新型コロナによる納税の猶予制度の特例の適用状況が公表されたそうですが、どのような内容になっていましたか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

国税庁は、さきごろ、「納税の猶予制度の特例」の適用状況(令和2年4・5月分)を公表しました。公表内容は、令和2年4月29日に施行された「納税の猶予制度の特例」(特例猶予)について、令和2年5月29日までに猶予申請を許可した件数及び税額を取りまとめたものです。

主な内容は、次のとおりです。

①適用件数

26,385件

②適用税額

450億5,800万円

(注)既存の納税猶予制度の適用件数・税額は含まれていません。

ちなみに、平成30事務年度(平成30年7月1日から令和元年6月30日)における納税猶予制度の適用状況は、次のとおりです。

①納税の猶予

イ. 件数 943件

ロ. 税額 27億7百万円

②換価の猶予

イ. 件数 40,928件

ロ. 税額 667億79百万円



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】